

もったいない！生ごみのリサイクルを始めましょう

- ① 生ごみを入れて混ぜる。虫除けキャップをする。
- ② 1日約500〜700gの生ごみを投入できる。
- ③ 雨を避けて風通しの良い所に設置する。
- ④ たい肥ができるのに、50〜60kgの生ごみを分解する(4人家族で約3カ月投入することが可能)。
- ⑤ 生ごみの投入を止めて、たい肥作りを始める(熟成)。
- ⑥ 熟成期間は約1カ月(水を1週間に1回入れ、混ぜることを4回行う)。
- ⑦ 完熟たい肥の完成(使用・保存)



雨を避け、風通しの良い所に置く



生ごみを入れて混ぜる

■段ボール式コンポストの使い方(通気性のいい段ボール箱で微生物のいる基材を使います)

① 生ごみを入れて混ぜる。虫除けキャップをする。

② 1日約500〜700gの生ごみを投入できる。

③ 雨を避けて風通しの良い所に設置する。

④ たい肥ができるのに、50〜60kgの生ごみを分解する(4人家族で約3カ月投入することが可能)。

⑤ 生ごみの投入を止めて、たい肥作りを始める(熟成)。

⑥ 熟成期間は約1カ月(水を1週間に1回入れ、混ぜることを4回行う)。

⑦ 完熟たい肥の完成(使用・保存)

■留意するもの

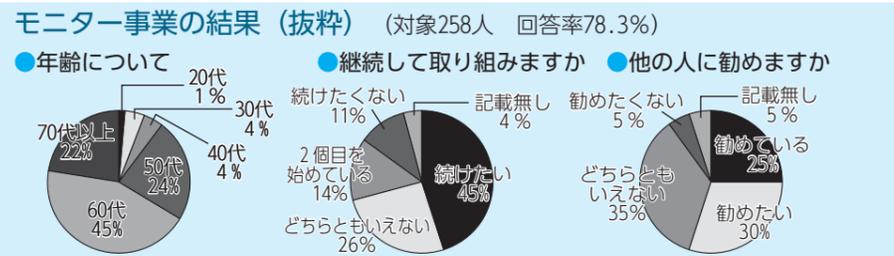
- ・段ボール箱(箱の断面が二重になった丈夫なもの)(30cm×35cm×高さ30cm)
- ・段ボールの底紙
- ・基材(ピートモス15L、もみ殻くん炭10L)
- ・布キャップ
- ・スコップ

循環型社会の構築のためには、リサイクルが不可欠です。家庭から排出される「燃やすごみ」の約4割は生ごみです。生ごみは有機物の塊です。生ごみの堆肥化は、ごみの減量化やリサイクルにつながります。今年度は、モニター事業として段ボール式コンポストを使い、たい肥づくりを体験していただきました。

皆さんも、生ごみの減量化と併せてたい肥づくりを始めてみませんか。今回は、子どもでも楽しく取り組める段ボール式コンポストを紹介いたします。詳しくは、環境生活課までお問い合わせください。

堆肥化したときの燃やすごみの減量効果

21年度実績 1日1人当たり524g
たい肥化で1日1人当たり424g(100gの減量)



● 電動式生ごみ処理機設置事業補助金 ●

■補助金額
処理機購入代金(消費税込み)の2分の1で、3万円を限度とします(100円未満切捨て)。
1世帯当たり1台です。処理機購入後5年を経過し買い換える場合も申請できます。
申請は、購入後6カ月以内となっていますのでご注意ください。

■必要書類
・領収書
・メーカーの保証書
・取扱説明書
・印かん(認印可)



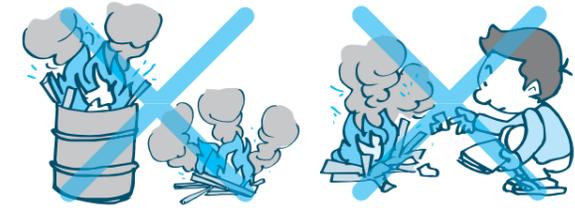
● 生ごみ処理容器設置事業補助金 ●

■補助金額
処理容器購入代金(消費税込み)の2分の1で、1基につき5,000円を限度とします(100円未満切捨て)。1世帯当たり2基までです。処理機購入後5年を経過し買い換える場合も申請できます。
印かん(認印可)を持参し、次の指定店で購入してください。

■指定店
ハンズマン菊陽店 ☎232-5525
堀金物店 ☎232-2803



野焼きは禁止されています



■野焼きはなぜいけないの？
野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の人たちに大変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200度〜300度程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因にもなるともいわれています。

※プラスチックやビニール、発泡スチロールなどを混ぜて燃やさないでください。

③たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。
④落ち葉たき、キャンプファイヤー。

■罰則はあるの？
違反する野焼きを行った人には5年以下の懲役、一千万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます(廃掃法第25条1項第10号)。

野焼きでお困りの場合は環境生活課に連絡してください。

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」といい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

「野焼き」には、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶、ブロック囲い、素掘りの穴、法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭のごみの焼却行為はほとんど「野焼き」に該当するものと考えられています。

※「軽微」とは、煙の量や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

ただし、例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。

やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ、時間帯、周辺の環境などに十分配慮して焼却を行ってください。

● 不法投棄も同じく罰せられます ●

軽い気持ちでごみを捨てても、その行為は犯罪となります。実際に不法投棄を行い、検挙された実例を紹介します。

④ Aさんは引っ越しに伴い大量のごみが出たので、知り合いのBさんに手数料を払い、ごみ処理を依頼しました。Bさんは、ごみの処分や運搬の許可を受けた業者ではありません(ごみ処理を行う場合は、法律により市町村長の許可が必要です)。Bさんは、処理を依頼されたごみをごみ処理工場

に持ち込まず、山林に捨ててしまいました。後日それが発覚し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反したとして検挙されました。Aさんは参考人として事情聴取を受け、Bさんは裁判の結果、十数万円の罰金刑を科せられました。

違法な野焼きでも、検挙された事例が少なからずあります。環境にやさしい、住み良いまちづくりにご協力ください。